

**練馬区教育委員会障害児等支援方針
(素案)**

未定稿

平成 29 年 (2017 年) 3 月

練馬区教育委員会

は じ め に

平成 29 年 3 月

練馬区教育委員会 教育長 河口 浩

目 次

支援方針策定の背景.....	1
これまでの取組	
1 障害のある子どもの受入れについて.....	2
2 医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて....	6
3 他の機関との連携について.....	8
4 民間施設における障害児の受入れについて.....	9
検討の進め方について.....	10
今後の支援について.....	11
1 障害のある子どもの受入れについて.....	11
2 医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて....	14
3 現場への周知・啓発マニュアルの策定について.....	15
4 民間施設における障害児の受入れの促進について.....	15

支援方針策定の背景

区では、平成 27 年 3 月に、今後の区政運営の方向性を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。現在、みどりの風吹くまちビジョンを実現する工程を示すため、アクションプランにもとづいて様々な施策を進めています。アクションプランの「子どもの成長と子育ての総合的な支援」の中で、「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」を掲げており、その戦略的な取組の一つとして、障害児等への支援方針の策定を行うことにしました。

教育委員会が教育や保育を実施する際には、安全の確保を最優先としながら、それぞれの子どもの心身の状況に合わせて、最適な教育・保育環境の確保に努めてきました。子どもの受入れに際しては合理的配慮を考慮しながら「原則として受け入れる」という考え方で対応を行ってきました。

子どもたちに対してさらにより充実した支援を実施していくためには、障害児等の受入れについての教育委員会としての考え方を整理し、統一的な支援方針を策定することと合わせて、関係機関との連携の強化を図っていくことが必要であると考えました。統一的な支援方針を策定することで、障害のある子どもと家庭に対し、教育・保育・福祉・保健などの関係機関が連携して、切れ目のない支援体制の構築することを目指します。

これまでの取組

1 障害のある子どもの受入れについて

練馬区教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)所管の施設の中で、小中学校については、学校教育法や東京都教育委員会が定める学級編制基準などに基づいて特別支援学級を設置しており、都立特別支援学校と役割分担をしながら子どもたちの受入れを行っています。

また、学童クラブ・保育園・幼稚園については、それぞれの事業の経緯や特性、施設や設備の状況や職員体制に応じて、施設ごとに受入れ対象の拡大や制度の充実を図ってきました。また、受入れ対象となる子どもの決定にあたっては、それぞれの施設の所管組織が設けた基準に基づいて、専門家等からなる会議が調整を行ったうえで、受入れを行ってきました。(表1・表2)

表 1 各施設の受入れ基準

施設名	小中学校	学童クラブ	保育園	幼稚園
障害のある子どもの受入れ基準	施設改修・職員配置等を実施し、可能な限り受入れる	障害の程度が中程度までで、適切な保育および指導が実施できる児童	障害の程度が中程度以下の集団保育が可能な児童	職員体制等、対応可能な範囲で受入れる
対象年齢	小中学校学齢期	小学校に在籍する児童	生後58日～小学校就学前	4歳～小学校就学前
受入れ人数	義務教育につき制限はない	児童館等併設学童クラブは施設の受入上限までその他の学童クラブ(直営)は、2人まで	各園3人まで(例外園2園有、満3歳未満は1人)	特に決まりはないが、概ね1クラス2人～3人
受入れ時間	各校の就学時間による	放課後(休業日は9時)～18時 委託8時～19時	7時30分～18時30分	8時50分～14時15分
受入れ人数	1,151人 (平成28年5月1日現在)	150人 (平成28年4月1日現在)	156人 (平成28年4月1日現在)	35人 (平成28年5月1日現在)
職員配置	[肢体不自由児] 教員のほか、学校生活支援員を配置 [知的障害児] 8人につき教員1人を配置 [発達障害児] 10人につき教員1人を配置 [難聴・弱視のある児童] 20人につき教員1人を配置 [医療的ケアを要する児童] 臨時職員の看護師を配置	[条件付き障害児] 1人につき非常勤職員1人を配置 [医療的ケアを要する児童] 臨時職員の看護師を配置 [その他障害児] 臨時職員を配置	[医療的ケアを要する乳幼児] 正規および再任用看護師を配置 [その他障害のある乳幼児] 児童2人に対し常勤保育士1人を配置	[障害のある幼児] 1クラスにつき原則として1人の介助員を配置

表2 受入れ対象となる子どもを決定する会議について

施設名	小中学校	学童クラブ	保育園	幼稚園
会議名称	特別支援教育就学指導委員会	学童クラブ障害児入会検討会議	障害児保育連絡会議	練馬区立幼稚園就園検討委員会
設置の目的	心身に障害のある児童・生徒に適切な教育の場を保障することを基本理念として、その障害の種類、程度に応じた適切な就学支援を行う	障害児の入会事務処理を行う	障害児保育の適切な運用を図り、児童福祉の向上を図る	心身に障害があると思われる幼児の幼稚園への適正な就園を図る
構成員	○医師 ○学識経験者 ○小中学校長 ○小中学校教諭 ○保育園長 ○保育士 ○こども発達支援センター ○都立特別支援学校教諭 ○教育委員会事務局	○外部専門委員 ○学童クラブ所長 ○教育委員会事務局 ○その他委員長が必要と認めた者	○医師 ○保育園長 ○保育士 ○保育園看護師 ○教育委員会事務局 ○その他委員長が必要と認めた者	○医師 ○幼稚園長 ○教育委員会事務局
年間開催回数 (平成28年度)	2回	適宜開催	適宜開催	1回
設置要綱	練馬区特別支援教育就学指導委員会設置要綱	練馬区立学童クラブおよび練馬区立ねりっこ学童クラブにおける障害児受入れに関する実施要綱	練馬区立障害児保育取扱要綱	練馬区立幼稚園就園検討委員会設置要綱

受入れにあたっては、障害の特性に応じて必要となる施設設備の改修等や児童の安全確保を行うための職員を配置し、必要な物品を取り揃えるなどの受入れ体制の充実に努めてきました。

(1) 区立小中学校

[肢体不自由のある児童・生徒]

子どもの受入れに際して、スロープや階段昇降機の設置、車いすや可搬型階段昇降機の導入など、子どもの障害の程度に応じて個別に施設改修等の対応を行っています。

[知的障害や発達障害のある児童・生徒]

通常の学級では学校生活支援員の配置など指導の充実を図っており、特別支援学級では学級編成基準に基づいた少人数教育の実施や障害の程度に応じた教育課程の設定などより手厚い指導を実施しています。また、小学校においてはこれまでの情緒障害等通級指導学級に代えて平成28年度から順次、全校に特別支援教室を導入し、引続き中学校においても設置を予定しています。

[難聴のある児童・生徒]

通級指導学級を設置しており、残存聴力の活用を図る指導や正しい発音・発語の仕方を系統的に育てる指導、補聴器の適切な使い方のアドバイスなどを実施しています。

[弱視や言語障害のある児童・生徒]

通級指導学級を設置しており、教材拡大映像装置などの機器を利用して、効果的な学習が行えるように指導を行っています。

また、言語障害を有する児童には、発音・発語指導を行いながら、正しい言語表現の定着を図っています。

(2) 区立学童クラブ

保護者の就労等により、主に放課後の時間帯に保育を必要とする子どもに対して、指導員の適切な指導のもと子どもの健全育成を図ってきました。

(3) 区立保育園

保育園は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けら

れない子どもを保護者に代わって保育する施設です。

保育園では、心身に障害のある子どもや発達上特別な支援が必要と思われる子どもの保育については、練馬区立保育所障害児設置要綱に基づき、保育を行っています。

(4) 区立幼稚園

区立幼稚園3園全てにおいて、心身障害児を受け入れた教育を行っています。毎年度、「特別に支援を要すると思われる幼児で、身の回りのことがおおむね自分でできる者」を受入れています。

2 医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて

[医療的ケアについてこれまでの経緯]

たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、従来、医師又は看護師などの免許を持たない者が反復継続する意思をもって行うことは法律上禁止されてきました。一方、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、特別支援学校の在籍者の中に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加してきました。

そこで平成16年10月20日付け厚生労働省医政局長通知により、看護師が常駐すること、必要な研修を受けること等を条件として、特別支援学校の教員がたんの吸引や経管栄養を行うことは「やむを得ない」とする考え方が示されました。

その後、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴って、平成24年4月から一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアが法律上できるようになりました。

[医療的ケアとは]

医療的ケアとは、子ども自身や保護者が行っている医療行為のうち、施設において安全・適切に子どもを預かるため、看護師等が医師の指示のもとに行う行為をいいます。医療的ケアの内容としては、中心静脈栄養・人工呼吸器の使用・たんの吸引・経管栄養・導尿などの種類があります。

(1) 小中学校

平成 27 年 4 月に小学校に入学した児童について、学校の教育時間内に当該児童の医療的ケア（たんの吸引）を行うことについて、保護者から要請がありました。これを受けて教育委員会は小学校に看護師を配置し、当該児童の医療的ケア（たんの吸引）を行っています。

また、平成 28 年 4 月からは新たに別の小学校でも、医療的ケア（たんの吸引）の対応が必要な子どもに対して教育委員会が看護師を配置し、対応を行っています。

学校では定期的に、当該児童に関する情報交換を目的として、支援会議を開催しています。構成員は以下のとおりです。

- 保護者
- 看護師
- 学校長および関係教職員
- 保健相談所保健師
- 総合福祉事務所
- 教育委員会事務局
- 民間障害者支援事業所

支援会議では、児童の状況の共有とあわせて、より安全に医療的ケアを実施していくための意見交換を行っています。

(2) 学童クラブ

平成 27 年度に試行事業として、たんの吸引を要する子どもの対応を行いました。

平成 28 年 4 月からは、学童クラブで正式に受入れています。受入れにあたり、たんの吸引を安全で衛生的に実施するために施設改修を行い、看護師を配置しました。

また、保護者や学校等の関係機関との連携を密にし、子どもの健康状態に関する情報共有を図っています。看護師と児童指導職員が協力し、主治医の指示書に基づき、安全・適切な医療的ケアおよび保育を実施しています。

(3) 保育園

区立保育園では、障害児保育の対象と認める児童のうち、たんの吸引・経管栄養・導尿等の医療的ケアを必要とし、かつ保育園において当該ケアを安全に実施できる児童を対象として、平成28年4月から医療的ケアを実施しています。

現在は試行中のため、1園において保育園の看護師が医療的ケアを要する子どもへの支援を行っています。2年間の試行期間後の平成30年度から本格実施となります。

(4) 幼稚園

原則的には医療的ケアを要する子どもの受入れは行っていませんが、教育時間中に保護者が医療行為を行えると確約していただいた場合に限り、受入れを行っています。

3 他の機関との連携について

(1) 小中学校

障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方により「個別の教育支援計画」を作成しています。「個別の教育支援計画」の策定にあたっては、保育・福祉・保健等の関係機関や保護者等と連携・協力して、既に早期療育等において実施されている個別の支援計画を引き継ぎながら、適切な目標・内容を設定しています。計画には実施した支援の評価と、次の担当者への引き継ぎ事項なども記入することとなっています。

また、「就学支援シート」を活用し、子どもの特性や配慮が必要なことなどを入学前の早い時期から小学校に伝えることによって、保育園や幼稚園と小学校との円滑な連携を進めています。

(2) 学童クラブ

障害のある子どもに適切な保育を行うために、保育・福祉・教育等の関係機関と必要に応じて、連携・協力を随時行っています。

また、医療的ケアを要する子どもの受入れにあたっては、安全・適切な

医療的ケアおよび保育実施のため、医療機関と連携を図っています。

(3) 保育園・幼稚園

必要に応じて、保育・福祉・保健・医療等の関係機関と連携協力をし、児童の発達等の支援を行っています。

4 民間施設における障害児の受入れについて

教育委員会では、民間学童保育・私立保育園・私立幼稚園に対して、施設運営費等の補助を行い、支援を行っています。(表3)

表3 民間施設への支援状況(平成28年度)

施設の種別	補助対象施設	補助項目
放課後児童の広場 (民間学童保育)	(1) おおむね2年以上待機児童が生じている小学校の学区内に所在している施設 (2) 延長保育を実施している施設 (3) 駅周辺に所在している施設 (4) 区内事業者が実施している施設	障害児加算
私立保育園	障害児受入れを実施している施設	委託費 扶助費 援護費 保育サービス推進事業補助金
私立幼稚園	障害児を受入れ、保育を実施している施設	心身障害児保育委託料

また、民間施設での障害児の受入れ状況は以下のとおりです。

(1) 民間学童クラブ

平成28年度から、障害児加算および障害児受入れ対応時の開設準備費の補助の実施により、障害児の受入れ促進を図っています。現在のところ、受入れを行っている施設はありません。

(2) 私立保育園

障害児加算等により、障害児の受入れを促進しています。平成28年4月1日現在、44園において86名の受入れがありました。

(3) 私立幼稚園

心身障害児保育委託料により、障害児の受入れ促進を図っています。平成27年度では、21園において89名の障害児の受入れがありました。

検討の進め方について

支援方針の策定にあたっては、福祉部・健康部・教育振興部・こども家庭部の管理職および係長級職員から構成される庁内検討組織による会議体を設置し、教育委員会としての考え方をまとめ、「練馬区特別支援教育推進委員会」に諮り、意見を反映しました。

「練馬区特別支援教育推進委員会」は、学識経験者、都特別支援学校長、区立小中学校長、区立保育園長、区立幼稚園長などから構成される、常設の教育長の諮問機関です。(表4)

また、区内障害者団体からの意見をいただく機会を設け、支援方針の策定に反映させました。

表4 特別支援教育推進委員会について

設置の目的	練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行う
構成員	○医師 ○学識経験者 ○障害者支援団体代表 ○保護者代表 ○小中学校長 ○保育園長 ○幼稚園長 ○都立特別支援学校教諭 平成29年4月から学童クラブ所長も構成員として参加します。
年間開催回数	2回(平成28年度)

今後の支援について

教育委員会は、以下のことを基本理念として掲げます。

障害があることにより特別な支援を必要とする子どもたちに、適切な教育・保育環境を整え子どもたちの健やかな成長を促します。

障害があることにより特別な支援を要する子どもと家庭に対し、教育・保育・福祉・保健などの関係機関が連携して、切れ目のない支援体制を構築します。支援に際しては、「障害者基本法」の理念を踏まえ、個々の事例に応じて合理的な配慮の検討と環境整備を行います。

1 障害のある子どもの受入れについて

区立小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園では、「原則として受入れる」ことを基本的な考え方とします。教育委員会では、従来から施設設備の改善や教職員配置の拡充などにより、受入の拡大を図ってきました。子どもたちに対してさらに充実した支援を実施していくために、以下のことに取り組んでいきます。

(1) 子どもへの支援にかかる会議体について

本人の安全等を確保する必要があることから、それぞれの施設の所管組織が設けた基準に基づいて、専門家等からなる会議が調整を行ったうえで、受入れを行っていきます。受入れにあたっては、下記の3会議体が相互に協力・連携し、必要な連絡調整を行います。

「練馬区特別支援教育推進委員会」(既設)

練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うことを目的としています。特別な支援を必要とする子どもたちへの対応方針を提案し、各施設や連携支援会議に対して助言を行います。

構成員は、学識経験者・医師・障害者支援団体代表・保護者代表・区立小中学校長・区立保育園長・区立幼稚園長です。年2回程度開催しています。

平成29年4月から学童クラブ所長も構成員として参加します。

「連携支援会議」(新設)

新たに、教育・保育・福祉・保健等、区の各部門の職員からなる「連携支援会議」を設置します。この「連携支援会議」では、保護者の同意を得て、関係者から得られる情報や医師の診察結果などを参考にしながら、情報共有を充分に行い、乳幼児期から切れ目のない支援体制を構築します。また、必要に応じて外部機関（医療機関や東京都教育委員会など）との情報連携も行います。会議は、情報連携が必要な場合に随時開催します。

また、会議の出席者には守秘義務を課すこととし、個人情報の保護には十分に配慮を行います。

会議の事務局は教育振興部学務課・こども家庭部子育て支援課および保育課とします。総括事務局は学務課とします。

- ・ 情報連携が必要な場合は、施設の所管課がその旨を事務局に報告します。事務局は氏名等を会議の出席課に対して事前に通知します。出席課は、子どもの状況について情報を準備して会議に臨みます。
- ・ 会議には、関係課の職員が出席します。出席者は関係課の係長級職を中心としますが、必要に応じて施設長や職員等、子どもの状況を把握している者が出席できるものとします。出席者は案件に応じて、事務局が関係課と協議し決定します。
- ・ 会議を行う場所は、出席者の利便を考えながら、事務局が個別に設定するものとします。
- ・ 会議で得た情報は、連携支援シートに記入します。記入者は子どもの受入れに関わっている所管課とします。
- ・ 情報の提供を行う所管課はあらかじめ書面等により、保護者の同意を得ておくものとします。

連携支援のイメージ は図1のとおり

「入所検討会議」(既設)

受入れ対象となる子どもの決定にあたっては、それぞれの施設の所管組織が設定した基準に基づいて、専門家等からなる入所検討会議が調整を行ったうえで、受入れを行ってきました。入所検討会議は連携支援会議からの情報提供を受け、本人の生命や身体その他安全の確保が困難な場合を除き、受入れることを基本的な考えとして支援内容の検討を行います。

また、入所検討会議の検討の中で受入れが困難と判断した場合はその理由を保護者に対して説明するとともに、他の支援方法について保護者と共に検討していきます。

(2) 連携支援シートについて

連携支援会議で使用するため、新たに連携支援シートを作成します。シートは保護者の同意のもとに、乳幼児期も含めて区が保管している情報を連携支援会議の会議記録として作成します。

- ・ 連携支援会議で話し合いを行う子ども1名につき、1枚の連携支援シートを作成します。
- ・ 連携支援シートには、氏名 住所 家族状況 疾病や障害の状況 必要とする支援およびその状況 主治医 服薬内容 医療的ケアの状況などを記入します。
- ・ シートの作成状況については、事務局が管理します。
- ・ シートは、子どもの受入れを行う所管課が原本を保管することとし、受入れ先が変更となった場合は、原本を新しい課に送付します。なお、小学校と学童クラブが同時に受入れ先となった場合は、学務課で原本を保管し、子育て支援課は写しを保管します。また、入所検討会議において受入れ困難と判断した子どもについては、それまで受入れを行っている施設の所管課が引き続きシートを保管します。

2 医療的ケアを要する子どもの対応や受入れについて

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴って、特別支援学校の教員で一定の研修を修了した特別支援学校の教員については、平成 24 年度から一定の医療的ケアを実施することができることになりました。実施できる行為は、たんの吸引と経管栄養です。また、特別支援学校では従来から教員が自己導尿の補助を行ってきた経緯があります。

教育委員会では、これらの教員が行うことができるとされている医療的ケアが、比較的安全な行為であると考えました。

また、特別支援学校において、教員は導尿にかかる行為全体を行うことはできないものの、看護師であれば医師の指示のもと、実施することが可能です。

そこで、教育委員会が実施する医療的ケアは、当面、たんの吸引、経管栄養、導尿の 3 種類とします。ただし、主治医の同意と指示が得られることを実施の前提とします。受入れ施設の関係医（校医・園医）の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、医療的ケア実施の可否を判断します。

利用の検討会には、教育委員会事務局職員のほか、利用を予定している施設の施設長も出席し意見を述べるものとします。

なお、教育委員会が実施する医療的ケアの対象の拡大について、今後の実施状況を見ながら、引続き検討を進めていきます。

たんの吸引	吸引装置を使ってたんの排出を行います。
経管栄養	食事が口から取れなくなったとき、腹部等から直接、胃にチューブを入れて栄養補給を行う方法です。
導尿	細い管（カテーテル）を尿道の中に挿入して人工的に排尿させます。

3 現場への周知・啓発マニュアルの策定について

支援方針を確実に実施していくため、現場への周知・啓発マニュアルを策定します。あわせて庁内説明会を開催し、関係職員への周知を図ります。

(マニュアルで規定する内容)

連携支援会議の開催手順、構成員

連携支援シートの活用方法

医療的ケアで使用する様式の規定

子どものライフステージごとの相談支援窓口

教育・保育・福祉・保健等の関係機関の連携を生かした、看護師等を

対象とした新しい研修のあり方

区職員への周知方法

マニュアルの配布先 等

4 民間施設における障害児の受入れの促進について

教育委員会では民間学童保育・私立保育園・私立幼稚園の民間施設に対して、施設運営費等の補助や障害児受入れの支援を行っています。今後もより多くの障害児の受入れを図っていくために、補助制度の創設や支援の充実の検討を行います。